

名古屋市立中学校における
いじめが要因として疑われる事案について

平成27年12月8日

名古屋市教育委員会

目 次

はじめに	1
I 事案について	3
1 事態の種類	
2 当該生徒	
3 事案の概要	
4 学校・教育委員会の主な対応	
5 当該生徒の事件後の状況	
II 意見及び提言	4
1 当該生徒が不登校に至った原因について	4
2 当該生徒が自殺未遂に至った原因について	4
3 学校・教育委員会の対応について	5
4 事件後の対応と当該生徒の状況について	6
5 今後の対応について	6

はじめに

本件は、平成26年3月4日に発生した本市立中学校1年生の自殺未遂について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態に該当するものとして、事実関係の調査を行ったものである。

調査は、名古屋市教育委員会の附属機関（平成27年3月31日までは附属機関に類する機関）として設置した「名古屋市いじめ対策検討会議」において、平成26年9月以来約1年にわたり、各委員の専門的見地から進められた。

本報告書にまとめた、名古屋市いじめ対策検討会議による意見や提言は、本事案に対する学校や教育委員会の対応が至らなかった点についての厳しい指摘であるとともに、今後の当該生徒への対応はもとより、名古屋市立学校に通う児童生徒がいじめで傷ついたり、自殺に及んだりすることを防ぐための貴重な知見である。

名古屋市では、平成25年7月10日に発生した本市立中学校2年生の転落死を受け、外部有識者による検証委員会を設置したが、本事案はその検証作業の過程で起こった。名古屋市教育委員会としては、平成26年3月27日に提出された名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会の検証報告書を受けて、いじめ対策の充実に取り組んでいるところであるが、本報告書にまとめられた内容を踏まえ、さらに今後の取り組みに生かしていく。

○名古屋市いじめ対策検討会議 委員（順不同）

氏名	分野	現職
(会長) 山田 敦朗	精神科医	名古屋市立大学大学院医学研究科 病院講師
(副会長) 犬飼 敦雄	弁護士	犬飼法律事務所 所長
小竹 佑一	学識経験者	元 名古屋市立中学校長
杉原 里子	社会福祉士	春日井市・半田市 スクールソーシャルワーカー
鈴木 真佐子	精神科医	名古屋市立大学大学院医学研究科 助教
坪井 裕子	臨床心理士	人間環境大学人間環境学部 教授

○開催経過

平成26年度から27年度にかけて、合計6回の会議を開催した。

年度	回	開催日	内容
26	第1回	9月26日（金）	○事案の調査
	第2回	12月11日（木）	○事案の調査
	第3回	1月27日（火）	○事案の調査 ○意見・提言の検討
	第4回	3月17日（火）	○意見・提言の検討
27	第1回	6月9日（火）	○事案の調査 ○報告書案の検討
	第2回	7月21日（火）	○報告書案の検討

I 事案について

1 事態の種類

不登校及び自殺未遂

2 当該生徒

名古屋市立中学校1年女子生徒（当時13歳）

3 事案の概要

- ・平成25年度2学期（1年生）より不登校となる。（2学期以降全欠）
- ・平成26年3月4日（火）、東京都内において、書置きを残し、飛び降り自殺を図る。（以下「事件」という。）

4 学校・教育委員会の主な対応

（1）事件前

- ・転校を含めた相談のため、家庭訪問等を実施

（2）事件後

- ・家庭訪問を行うとともに、サポートチーム会議を開催し、当該生徒に対する支援を関係機関等と協議
- ・子ども応援委員会のスクールカウンセラー・スクールアドバイザーによる面談

5 当該生徒の事件後の状況

- ・事件発生直後、東京都内の病院に入院
- ・平成26年3月 名古屋市内の病院に転院
- ・平成26年6月 退院

II 意見及び提言

1 当該生徒が不登校に至った原因について

- ・ 当該生徒は、もとより対人関係を築く経験が不足、また苦手であり、事件当時在籍していた中学校においても、同級生とよい関係を築けずに孤立感を抱えていた。
- ・ こうした中で、平成25年6月から悪口を書いたメモを見せられたり、ひどい言動を浴びせられたりするなど同級生とのトラブルが続いた。また当該生徒は、クラス内で陰口を言われていたと言っており、時にそういった陰口は周りに聞こえるような声で言われていた。これらの状況は、当該生徒にとって心身の苦痛を感じているものであり、いじめと認められる。こういったことが続くうちに、当該生徒は、クラスでの孤立感をさらに募らせていった。
- ・ このような状況に対する学校及び教師の対応では、当該生徒と同級生双方に誤解があったことを気付かせ、お互いに謝罪をさせたり、周りの生徒が何か知っていることはないかアンケートや聞き取り調査を行ったりしているが、継続した指導や事後のフォローが行われることがなかった。これら学級担任の指導は、当該生徒にとって納得のいくものであったとは言い難かったようで、その不満はやがて、自分を理解してもらえない、きちんと話を聞いてくれない、対応してくれない、という不信感につながっていった。
- ・ また、当該生徒の家庭には、当該生徒が学校生活で抱えた負担感を軽減する力や、サポートする力が十分備わっていなかった。
- ・ これらの要素が重なることによって、平成25年度の2学期が始まる9月から、当該生徒は不登校に至ったと推測される。

2 当該生徒が自殺未遂に至った原因について

- ・ 自殺未遂に至る家出は、学校生活上の問題から不登校に至ったことに加え、家庭においても自己否定感が増し、安心して家庭にいられにくい状態になったことも誘因となった。
- ・ また当該生徒は、状況への対処として転校を希望しており、その旨を保護者も交えて学校及び教育委員会と相談をしていたが、学校及び教育委員会の対応はあくまで在籍校への復帰を前提とし、転校を考えるなら、医療機関の見立てや診断書が必要とした。これらの対応の中で、当該生徒は行き詰まり感、屈辱感を感じ、心理的ダメージを受けたものと推測される。

- ・ この間、当該生徒には、自分の話や思いを聞いて欲しいと訴えていることがうかがわれる。当該生徒は、様々な形で周りの大人に向かって行動で発信しているが、それらの行動にもかかわらず、発信の背景にある意図や主張が伝わらないことに対し、行動をエスカレートさせたり、諦めたりするしかないと思ったのではないかと推測される。
- ・ 家出の際に東京へ行ったのは、当初から自殺をしようと考えていたわけではなく、当該生徒なりに何らかの解決の方向性を求めていたのではないかと思われる。しかし実際には、誰にもきちんと話を聞いてもらえず、他にどうしたらよいか思いつかない視野狭窄的な状態、精神的に八方塞がりな状態が極まり、自分の気持ちを分かってもらいたいという最終手段として、書置きを残して自殺行為に及ぶという選択をしたのではないかと推測される。
- ・ 学校におけるいじめとの関係は、いじめられた側の受け止め方によって差が大きいと思われるが、当該生徒が心理的苦痛を感じていたのは確かだろう。自殺未遂に至った主要因として特定することには難しい面があるが、自殺未遂の際の書置きは、当該生徒のメッセージとして重く受け止める必要がある。

3 学校・教育委員会の対応について

- ・ 小学校段階から、児童相談所とも連携して、家庭への対応や見守りの強化を図ることができたものと思われるが、その対応は不十分であった。
- ・ 当該生徒の特性に応じた対応が十分検討されたようには見受けられない。また、その特性について、中学校への進学・転学に際してきちっと引き継がれた記録がない。こうした事情により、深刻さが十分伝わらなかったことが、中学校における対応の不十分さ、すなわち本人理解のための情報収集、整理、分析がされないまま、当該生徒への指導が為されたことの一因になったと推測される。
- ・ 当該生徒への理解と対応においては、もとより複雑な問題を抱える生徒であったことはわかっていたはずである。にもかかわらず、当該生徒への指導は配慮や慎重さに欠けた対処的なものであったように見受けられ、結果として当該生徒や保護者の不信・不満を募らせる結果となった。担任一人だけに任せるのではなく、複数の教員での観察やスクールカウンセラーとの協働、校内でのケース会議の開催等、組織的な対応を図るべきであった。
- ・ 同級生とのトラブルがあった際、当該生徒がいじめを訴えた際の対応や指導は、より一層の配慮の余地があった。当該生徒の言動に対して周囲の大人が肯定的にとらえて対応した様子には乏しく、学級担任やスクールカウンセラ

一などが、当該生徒に寄り添う立場で話を聞くことができているならば、以降の展開は異なっただのではないかと思われる。学校は、当該生徒とトラブルの相手方の双方が謝罪しあって解決したとの認識であるが、実際には当該生徒は納得しておらず、保護者も含め学校への不信感を募らせていることがうかがわれる。

- ・ 8月下旬に聞き取り調査を行ったということであり、学校が問題の解決に向け、対人関係の把握に努めようとしたことは評価できるが、アンケートや聞き取り調査の結果を踏まえた事後指導が行われていない。当該生徒がクラスに戻りやすい環境づくりなどに生かされるべきであった。
- ・ 教育委員会には調整役としての役割が求められていたが、状況への対処として、保護者及び当該生徒が転校を希望したことに対しては、在籍校への復帰を前提として相談に応じている。原則として理解はできるものの、当該生徒の気持ちを中心に据えた対応としては問題があった。
- ・ また、こうしたやりとりを巡る中で、中学校と教育委員会との話が食い違っていると保護者に受け取られるなど、不信感が生じてしまった。教育委員会としても学校と適切な情報交換を行い、当該生徒の特性や家庭状況等を的確に把握した上で、中学校と連携した対応をとるべきであった。
- ・ 教育委員会が調整役として、学校や児童相談所等とともに対応していれば、本件は未然に防ぐことができたかもしれない。学校が専門機関と連携するには仕事量や専門性から負担が大きく、また当時、中学校は現実的な対応に追われていたことに鑑みても、教育委員会によって児童相談所など他機関との連携を視野に入れた対応がなされるべきであった。

4 事件後の対応と当該生徒の状況について

※章全体が個人のプライバシーに関わる内容であるため、非公表とします。

5 今後の対応について

(1) 当該生徒への対応

- ・ 現在中学3年生という年齢に鑑み、中学校卒業後の進路や自立支援等も見据え、当該生徒本人の意思を最大限尊重した対応が求められる。
- ・ 教育委員会として当該生徒に関して把握・保有する情報、特に具体的な言葉のやり取りや行為を含めた詳しい情報について、過去の経緯も含めて、児童

相談所と十分共有する必要がある。

- ・ 今後、当該生徒の支援を継続していくにあたっては、関係機関の連携が不可欠であるため、ケース会議を、主催者を明確に定め、定期的を開催することが重要である。その際、子ども応援委員会等が支援の状況を身近に観察しながら、必要に応じて関係機関につなぐことが期待される。

(2) 再発防止のために必要な学校・教育委員会の対応

本事案に際し、学校及び教育委員会がとった具体的な対応を振り返る観点から、3点指摘する。

- ・ 児童生徒からの申告があった場合、学校現場の判断で事態を軽くとらえたり、学校だけで抱え込んだりすることなく、児童相談所と連携して組織的な対応を図るべきである。そのために、学校全体として、あるいは教育委員会も含めて、配慮を要する子どもの情報を共有する体制を日ごろから構築しておくことが重要である。これは、児童生徒が家出するなど、その発するサインに気づいた時も同様である。
- ・ いじめを受けている児童生徒や、特段のメッセージを発している児童生徒に対しては、あくまでその児童生徒の気持ちに寄り添う立場を基本として対応すべきである。
- ・ 学校でいじめがあった場合、事態を正確に把握するための聞き取りやアンケート調査を行うことが多いと思われるが、それらの結果、状況を把握し、当面の対処をとるだけで終わらせるのではなく、必ず事後の継続的な指導に役立てるべきである。その上で、いじめの終結の判断は、努めて慎重な見極めのもとに行われるべきである。

学校や教育委員会において以下の対応を徹底することが、再発防止につながるものと考え、4点の提言をする。

- ・ 小学校から中学校への進学時、小学校間あるいは中学校間の転校にあたっては、児童生徒の情報を、担当者を明確にし、書面で確実に引き継ぐことが求められる。指導上重要な情報がある場合には、引き継ぐ側が情報の選別を行うことなく、学校が把握したすべての情報を引き継ぐことが必要である。
- ・ 児童生徒の特性や状況を十分に踏まえた上で、学級運営や児童生徒指導が行われるべきである。特に配慮が必要な状況がある児童生徒への指導にあたっては、「全体の場では特別扱いしない」という一般論的な対応ではなく、個

別の対応が必要という観点で当該児童生徒に寄り添い、十分に話を聞くなど、丁寧な対応が求められる。その前提として、本人の特性、保護者との関係性、家庭環境などの情報収集や整理・分析を、学校と教育委員会が連携を密にして行っていく必要がある。さらに、それら特性を踏まえた上で、発達段階に応じ、当該生徒が学級になじみやすい環境づくりや、いじめの対象にならないようなクラスづくりをする必要がある。

- 発達障害がある、あるいは発達障害の可能性のある児童生徒への対応は、近年の学校運営に関する大きな課題である。研修などを通じた個々の教員のスキルアップを図るとともに、担任や特定の教員だけに対応を任せるのではなく、学校全体で、さらには学校外の専門機関とも協力しながら対応する体制づくりが必要であり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを擁する子ども応援委員会の役割が期待される場所である。その上で、個別の支援計画を作成し、学校内での情報共有を図るとともに、関係機関との連携や進学・転校時の引き継ぎの資料とすべきである。
- 児童虐待や重大ないじめ、自殺などにつながる恐れのある要因を抱えた児童生徒に対しては、学校全体でその存在や深刻度について正しく共通認識とし、当該児童生徒が発するサインを決して見逃すことなく、早期発見・早期対応を図ることが極めて重要である。その上で、専門的な観点からの対応が必要なケースでは、教育委員会が学校の支援をしつつ、関係機関との連携等について主体的に調整を図っていくべきである。ハイリスク要因を抱えた児童生徒を、物理的にも、精神的にも孤立させないような配慮が重要である。

この文書は、個人のプライバシーに触れる内容、個人が特定される恐れがある内容に配慮し、一部を抜粋・要約しています。